

令和8年 廃棄物規制担当参事官室の取組について

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官

大川 正人



新年明けましておめでとうございます。日頃より産業廃棄物行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和8年の新春を迎えるにあたり、一言御挨拶を申し上げます。

第5次循環型社会形成推進基本計画に基づき、政府を挙げて循環経済への移行加速化を進めておりますが、この対応に向けた体制整備の観点から、昨年7月に環境再生・資源循環局の組織再編を実施しました。具体的には、各種リサイクル法や昨年11月に本格施行された再資源化事業等高度化法の施行、廃棄物処理業の振興などに取り組む資源循環課を新設しました。一方、こうした循環経済への移行の取組を進めていく中にあっても、廃棄物の適正処理の確保は不可欠です。同時に新設された廃棄物規制担当参事官は、これを担っていくのが役割であり、廃棄物処理法に基づく規制や、バーゼル法に基づく有害廃棄物の輸出入の管理に取り組んでまいります。

平成29年の改正廃棄物処理法の施行後5年の見直しのタイミングで、制度の見直し・点検を行うため、令和6年12月に中央環境審議会の循環型社会部会に「廃棄物処理制度小委員会」を設置しました。これまでに計8回開催された小委員会においては、現行の有害使用済機器保管等届出制度の施行状況を踏まえた上で、昨今、金属スクラップ等の不適正な保管や処理により、騒音や火災、土壤汚染などを引き起こしている不適正ヤードの問題に対する規制の強化の必要性や、まもなく処理期限を迎えるPCB廃棄物について、期限以降に廃棄される製品や、新たに発見される廃棄物等についても確実かつ適正に処理するための仕組みづくりの必要性、令和6年能登半島地震をはじめ

とするこれまでの災害の教訓や、南海トラフ地震等の巨大災害への備えに対する関心が高まっていること等を踏まえた今後の災害廃棄物対策の更なる充実・強化の必要性について議論を行ってまいりました。この議論の取りまとめを踏まえ、今後、制度的措置を講じてまいります。

また、廃棄物処理施設における使用済リチウムイオン電池による発火対策が急務となっております。関係省庁の課長級からなる連絡会議を設置しており、各省庁と連携しながら、廃棄時の分別の徹底、廃棄物処理施設における発火の検知や消火に係る設備導入支援などの取組を進めてまいります。

さらに、不法投棄の撲滅と支障除去に向けた取組を進めてまいります。

こうした資源循環を取り巻く諸課題に引き続き全力で対処してまいりますので、皆様の御理解・御協力をよろしくお願ひいたします。

末筆ではございますが、産業廃棄物処理業界の一層の発展を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

